

鶴岡市新型インフルエンザ等対策行動計画

改正案

平成 26 年 6 月 策定

令和 8 年 月 改正

鶴 岡 市

— 目 次 —

	頁
はじめに	1
第1部 新型インフルエンザ等対策の基本的事項	3
第1章 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針	3
1 目的	
2 本計画が対象とする感染症	
3 計画策定の考え方	
4 発生段階ごとの対応	
5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	
第2章 対策の基本項目	9
1 実施体制	
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
3 まん延防止	
4 ワクチン	
5 保健	
6 物資	
7 市民生活及び地域経済の安定の確保	
第3章 危機管理体制	12
1 危機管理体制の確立	
2 関係機関の主な役割	
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	19
第1章 実施体制	19
第1節 準備期	
1 市行動計画等の作成・変更	
2 実施体制の整備	
3 訓練の実施及び国や県等との連携強化	
第2節 初動期	20
1 実施体制の強化	
2 予算の確保	
第3節 対応期	20
1 実施体制の在り方	
2 予算の措置	

第2章	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	23
第1節	準備期	
1	市民等への情報提供・共有	
2	市と県の連携	
第2節	初動期	24
1	市民等への情報提供・共有	
2	市と県の連携	
第3節	対応期	25
1	市民等への情報提供・共有	
2	市と県の連携	
3	時期に応じた情報提供の見直し	
第3章	まん延防止	28
第1節	準備期	
1	新型インフルエンザ等の発生時に備えた理解促進	
第2節	初動期	30
1	業務継続計画の対応準備	
2	まん延防止対策のための要請等	
第3節	対応期	31
1	業務継続計画の対応	
2	まん延防止対策のための要請等	
3	時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方	
第4章	ワクチン	36
第1節	準備期	
1	接種体制	
2	特定接種	
3	住民接種	
4	情報提供・共有	
5	DXの推進	
第2節	初動期	38
1	接種体制	
2	特定接種	
3	住民接種	
第3節	対応期	39
1	接種体制	
2	特定接種	
3	住民接種	
4	健康被害救済	
5	情報提供・共有	

第5章 保健	41
第1節 準備期	
1 県と市町村との連携	
2 保健所等における主な業務	
第2節 初動期	42
1 市と県の連携	
2 有事体制への移行準備	
3 保健所等における主な業務	
第3節 対応期	43
1 市と県の連携	
2 有事体制への移行	
3 保健所等における主な業務	
4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	
第6章 物資	45
第1節 準備期	
1 感染症対策物資等の備蓄等	
2 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等	
第2節 初動期	45
1 備蓄状況等の確認及び円滑な供給に向けた準備	
2 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等	
第3節 対応期	46
1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等	
2 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等	
3 緊急物資の運送等	
第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保	48
第1節 準備期	
1 市民生活の安定に関する対応	
2 地域経済の安定に関する対応	
第2節 初動期	49
1 市民生活の安定に関する対応	
2 事業等の継続にかかる対応	
第3節 対応期	50
1 市民生活の安定の確保に関する対応	
2 地域経済の安定の確保に関する対応	
資料編	53

はじめに

1 背景

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

近年では、2003（平成15）年に重症急性呼吸器症候群（SARS）、2009（平成21）年に新型インフルエンザ（A/H1N1）^{*1}、2013（平成25）年にジカウイルス感染症が発生しており、新型インフルエンザ（A/H1N1）においては、それまで毎年流行を繰り返してきたインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現し、新型ウイルスに対する免疫をほとんどの人が獲得していないため、世界的大流行（パンデミック^{*2}）となった。

また、2019（令和元）年12月に、中国湖北省武漢市での発生を端緒として全世界に拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）においては、短期間にウイルスの変異と感染拡大を繰り返し、3年余りにわたるパンデミックを引き起こした。日本においても、2020（令和2）年1月に国内で最初の感染者が確認されて以降、感染が拡大し、生命及び健康が脅かされるとともに、社会機能や経済活動に多大な影響を及ぼした。また、医療提供体制や保健所体制がひっ迫し、検査やワクチン接種体制の構築等、県や市町村の業務も膨大となった。

こうした新興感染症^{*3}は、国際的な脅威となっており、世界が新興感染症等の発生のおそれに引き続き直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能であるため、平時から感染症危機^{*4}に備え、感染症危機に直面した場合でも、関係機関の役割を明確化しながら連携を密にし、万全な体制を整えることが重要である。

1 「新型インフルエンザ（A/H1N1）」…2009（平成21）年4月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザは「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011（平成23）年3月に大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

2 「パンデミック」…感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

3 「新興感染症」…かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。

4 「感染症危機」…新型インフルエンザ等の感染症が全国的かつ急速にまん延し、生命及び健康並びに生活及び社会経済に重大な影響が及ぶ事態。

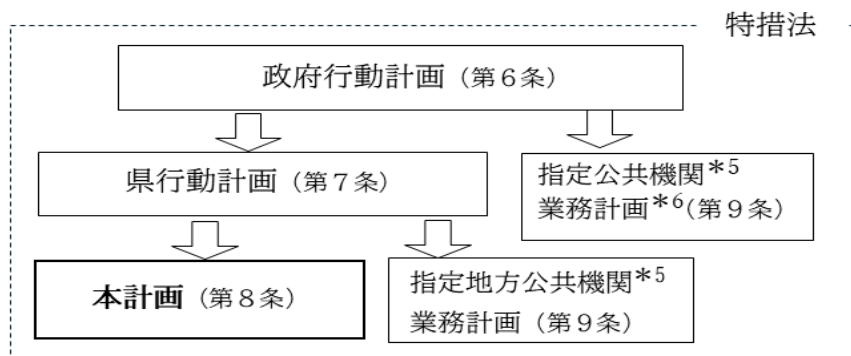
2 本計画改正の経緯

国では、2013（平成 25）年に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 6 条に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を策定しているが、新型コロナウイルス感染拡大における未曾有の感染症危機を経験し、新型コロナへの対応で明らかとなった課題を踏まえ、今後の感染症有事に万全を期すため、2024（令和 6）年 7 月に政府行動計画を改正した。各種の対策を具体化し拡充したほか、平時からの備えの充実や状況に応じた機動的な対策の切替えを明確化するなど、抜本的に改正された。

山形県においては、2013（平成 25）年 12 月に、特措法第 7 条に基づく「山形県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を策定しているが、政府行動計画の改正の趣旨を踏まえ、また、2024（令和 6）年 3 月に改正した「山形県感染症予防計画」に盛り込まれた対策を反映させ、県行動計画を 2025（令和 7）年 10 月に改正した。

本市においては、2014（平成 26）年に、特措法第 8 条の規定に基づく「鶴岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「本計画」という。）を策定しているが、今般の政府行動計画及び県行動計画の改正の趣旨を踏まえ、本計画についても改正を行うものである。

本計画の体系



3 本計画策定の目的

本計画は、新型インフルエンザ等に対する市民の不安を解消するとともに、感染症の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命と健康を守り、市民生活や地域経済に及ぼす影響を最小限に抑えるため、関係機関が共通の認識に立ち、政府行動計画、県行動計画等との整合性を図りながら、特措法第 8 条の規定に基づき、平時からの備えや感染症有事に市としてとるべき対応策について定めるものである。

5 「指定（地方）公共機関」…特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

6 「業務計画」…特措法第 9 条に規定する計画で、指定（地方）公共機関が、政府行動計画または県行動計画に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関して作成する計画をいう。

第1部 新型インフルエンザ等対策の基本的事項

第1章 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、国内外のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、本市への侵入も避けられないと考えられる。病原性^{*7}が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、市民生活及び経済活動にも大きな影響を与えかねない。

このため、次の2点を主たる基本方針として、国、県、関係機関と相互に連携協力しながら、本市における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に推進する。

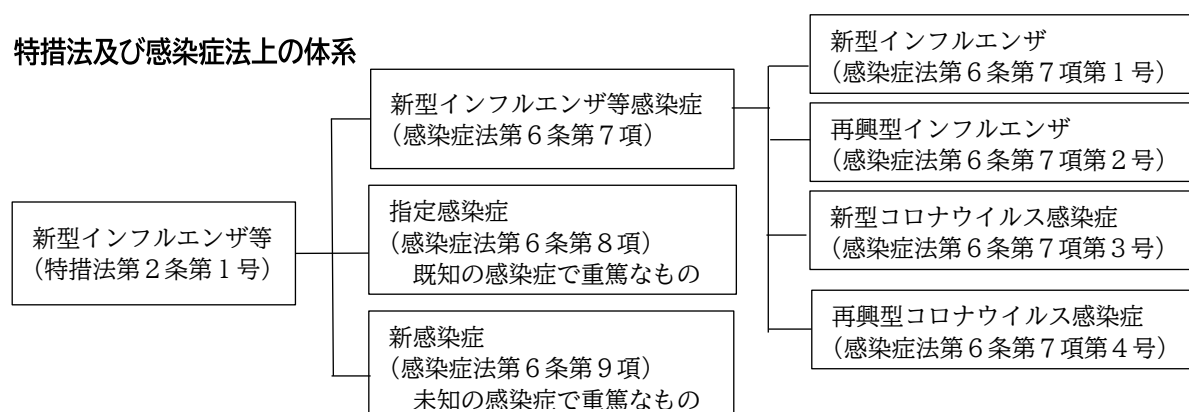
- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命と健康を保護する
- 市民生活や地域経済に及ぼす影響を最小限に抑える

2 本計画が対象とする感染症

本計画の対象とする感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に規定する次の感染症とする。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症で、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症^{*8}等で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの

特措法及び感染症法上の体系



7「病原性」… 学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本政府行動計画においては、わかりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。

8「新感染症」… 感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

3 計画策定の考え方

本計画の策定は、政府行動計画及び県行動計画で示す考え方に基づくとともに、新たな感染症の発生や中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できる計画とするため、次の①から④までの考え方を踏まえるものとする。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新たな感染症が流行する可能性を想定しつつ、発生した病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に応じた対策等について考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期は、感染拡大の防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状等の把握、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や地域経済等の状況に合わせて、国が示す指針等を踏まえ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや、対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

4 発生段階ごとの対応

新型インフルエンザ等対策は、発生状態によって対応が異なることから、政府行動計画で定める発生段階に準じて、「準備期」、「初動期」及び「対応期」の3段階に分け、状態に応じた対策を実施する。

(1)準備期

新型インフルエンザ等が発生していない段階においては、市民に対する日頃からの啓発、市・企業等による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

(2)初動期

国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階をいい、この場合、直ちに初動対応の体制に切り替える。国外で発生した場合でも、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提として対策を講ずることが必要である。

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針⁹⁾」という。）が定められ、これが実行されるまでの間、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染症の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

9 「基本的対処方針」…特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

(3)対応期

県内での発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期においては、県は、患者の抗インフルエンザウイルス薬*¹⁰等による治療や入院措置、感染リスクのある者の外出自粛や抗インフルエンザウイルス薬予防投与の検討等を行う。さらに、病原性に応じて、県が施設の利用制限や不要不急の外出自粛要請を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的に各対策を講ずる際は、市は、県と連携を図る。なお、病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、新たな情報が得られ次第、できる限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策は、その縮小や中止を図る等の見直しを行う。

市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期においては、県、国、他市町村、事業者等と相互に連携し、医療提供体制の維持や市民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。

一方、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなること等が想定されるため、国の方針も踏まえ、社会の状況を把握しながら、臨機応変に対処していくことが求められる。そのため、感染状況等に応じて、県や他市町村と協議のうえ、柔軟に対策を講じ、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を行う。

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まる時期においては、国の科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。この場合、病原体の変異により対策を再度強化させる必要性も考慮する。

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市、県、国及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また、発生したときには、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する。

(1)平時からの備えの充実

感染症危機への対応には、平時から備えの充実が重要である。そのため、将来起こり得る新型インフルエンザ等発生時に行うべき対策について、平時から関係者間で共有し、その実施のために必要となる準備を行う。

また、感染症対策に携わる関係者や市民等に対し、感染症危機は常に起こり得

10 「抗インフルエンザウイルス薬」…インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤、およびキャップ依存性エンドヌクレアーゼ阻害薬の2つの種類がある。

るものであるとの認識を持ってもらうとともに、感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様な想定や訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

未知の感染症等が国内外で発生した場合も含め、初発の感染事例を探知した場合は、初動対応に動き出せるよう体制整備を進める。ワクチン接種体制の整備、リスクコミュニケーション^{*11}等についても平時からの取組を進める。

さらに、医療関連情報の有効活用、国や県との連携の円滑化等を図るため、DXの推進や人材育成等の取組を進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを考慮し、市民が身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保するとともに、市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限に抑えることが重要である。また、医療提供体制が維持できる状態に感染拡大のスピードやピークを抑制することも重要であり、医療提供体制が限度を超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大措置等を講ずる必要がある。

そのため、国では、医療提供体制や検査体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済活動等の状況に合わせて、段階に応じた対策を柔軟かつ機動的に切り替えて対応することを基本としており、対策の切替えの判断の指標や考慮要素を事前に定めるとともに、個別の対策項目ごとに切替えのタイミングの目安等を示すとしている。また、対策の切替えにあたっては、可能な限り科学的な根拠に基づいたリスク評価による対応とするため、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等のデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築することとしている。

本市においては、こうした国の方針を注視しながら、市民に対し対策の切替え等について適時適切に示すことが重要である。その際は、市民生活や地域経済等に与える影響にも十分留意する。

また、対策を講ずるうえでは、市民の理解や協力が最も重要であることから、平時から子どもを含めた幅広い年代の市民に対し、学校教育の現場を始め、様々な場面を活用し、感染症や感染対策の基本的な知識をわかりやすく普及していくことが必要である。こうした取組を通じ、科学的根拠に基づいた情報を共有することにより、市民が適切な判断や行動を促せるようにする。特に、まん延防止等

11 「リスクコミュニケーション」…個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。

重点措置^{*12}や緊急事態措置^{*13}等の強い行動制限を伴う対策には、市民や事業者等が受ける影響も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠をわかりやすく発信する。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療提供の要請、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資^{*14}の運送、特定物資^{*15}の売り渡しの要請等、県の要請に応じて、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は、当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機にあたっては市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場

12 「まん延防止等重点措置」…特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

13 「緊急事態措置」…特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

14 「緊急物資」…特措法第54条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材。

15 「特定物資」…特措法第55条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。

合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(5)関係機関相互の連携協力の確保

特措法に基づき、政府対策本部^{*16}、県対策本部^{*17}及び市対策本部^{*18}が設置された場合において、市対策本部は、県対策本部や政府対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって必要があると認めるときは、県対策本部長に対し所要の要請を行う。

(6)高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等は、感染症危機において集団感染に発展するリスクが高く、また入所者の重症化リスクが高いことから、市は、県が行うゾーニング等の感染対策への助言体制の確保や、施設職員に対する感染対策教育研修等に協力する。

また、市は、県の要請に応じて、感染症のまん延時において、入院対象とならない施設利用者が、施設内で療養を継続できるよう、施設の管理医師と協力医療機関が、平時より情報共有や感染症危機時の役割分担について協議を行うこと等による地域医療体制の構築を図る。

(7)感染危機管理下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応を想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等、避難所施設の確保や自宅療養者等の避難のための情報共有について、県と連携体制を整えるとともに、感染症対策も前提とした防災訓練を実施する等の準備を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合は、県及び国と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8)記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

16 「政府対策本部」…特措法第 15 条第 1 項に基づく新型インフルエンザ等政府対策本部

17 「県対策本部」…特措法第 22 条第 1 項に基づく都道府県新型インフルエンザ等対策本部

18 「市対策本部」…特措法第 34 条第 1 項に基づく市町村新型インフルエンザ等対策本部

第2章 対策の基本項目

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策の目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護すること」及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するための戦略を実現する具体的な対策として、13項目を主な対策項目として定めており、その対策項目ごとに、国、都道府県、市町村、関係機関が実施する事項を示している。

本計画においては、これらの計画等との整合性を図り、市町村が主要項目として設定する7項目について具体的な対応策を定めるものである。

なお、本章では各対策項目及びその留意点等を示し、各項目の具体的な対応策については、「第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において示す。

1 実施体制

感染症危機に直面した場合は、市民の生命及び健康や市民生活及び地域経済に広く大きな影響を及ぼすことから、その対応にあたっては、市政の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、市、医療機関等が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関が相互に緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備をもとに、市が設置する対策本部を中心に、状況に応じた的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があることから、政府等が科学的根拠等に基づいて示す正確な情報について、市民、医療機関、事業者等に対し迅速に提供するとともに、可能な限り双方向にコミュニケーションを行い、市民、医療機関、事業者等との間で、リスクに関する情報やその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から市民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、各種相談窓口を始めとした体制整備や取組を進める。

3 まん延防止

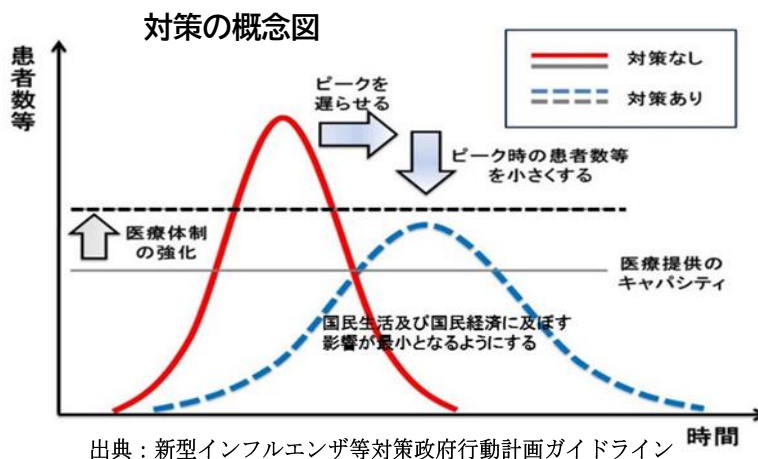
まん延防止対策は、新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民への生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び地域経済への影響を最小限とすることを目的とする。

まん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピー

ドやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収まるようにすることが重要である。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

このため、強化された医療提供体制においてもなお医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大のおそれがある場合には、特措法に基づき、県は国に対し、まん延防止等重点措置の要請を行うこととされている。

一方で、対策の効果と行動制限の影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性等の情報や、ワクチン及び治療薬の開発・普及等の状況の変化に応じて、まん延防止対策の縮小・中止等の見直しを機動的に行う。



4 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康への影響や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、市は、平時から医療機関等とともに接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておくとともに、有事における特定接種^{*19}及び住民接種^{*20}にあたって、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

5 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なるため、市は、市内各地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーション

19「特定接種」…特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、政府が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

20「住民接種」…特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

ンを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。また、県が講ずる市町村の区域を越えたまん延防止対策の要請に応じて、県と連携を図る。

保健所及び衛生研究所は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の患者が発生した場合には、積極的疫学調査^{*21}、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。このため、県が、平時から情報収集体制や人員体制の構築、取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化等を行う際は、市は、県の要請に応じて協力する。

6 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等^{*22}の需要が急激に増加することが見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響を防ぐ必要があることから、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

このため、市は、平時から所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進する。県が、感染症対策物資等の需給状況の把握や生産要請等を行う際は、必要に応じ県と連携を図る。

7 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に影響が及ぶとともに、市民生活及び地域経済活動に大きな影響を及ぼす可能性がある。

このため市は、平時から事業者や市民等に対し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、必要な準備を行うことを勧奨する。

また、新型インフルエンザ等の発生時においては、市は、市民生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備をもとに、自ら事業の継続や感染防止に努める。

21 「積極的疫学調査」…患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

22 「感染症対策物資等」…感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

第3章 危機管理体制

1 危機管理体制の確立

(1) 新型インフルエンザ等対策本部等の設置

市は、新型インフルエンザ等発生状況に応じて、「鶴岡市新型インフルエンザ等対策本部（本部長：市長）」（以下「市対策本部」という。）を設置する。

(2) 組織構成

市対策本部は、本部連絡室及び各部・各班からなる（表1）。各部、各班には長を置く。

表1 鶴岡市新型インフルエンザ等対策本部の組織構成

会議等		各部・班等
対策本部会議	本部長	市長
	副本部長	副市長
	本部員	教育長、病院事業管理者、総務部長、企画部長、市民部長、危機管理監、健康福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、病院事務部長、下水道部長、消防長、議会事務局長、教育部長、地域庁舎支所長、庄内広域水道企業団
本部連絡室	室長	健康福祉部長
	副室長	危機管理監
	本部連絡員	健康課職員、防災安全課職員、防災安全課兼務職員
部	総務部、企画部、市民部、健康福祉部、農林水産部、商工観光部、建設部、医務部、給水部、下水道部、消防水防部、議会部、教育部、地域庁舎	
班	総務班、調査班、財政班、相談・職員班、輸送・交通・情報等対策班、災害対策班、清掃班、市民生活班、医療・防疫班、要援護対策班、農業班、林業水産班、商工・観光班、都市施設班、土木班、建築班、医務班、給水班、下水道班、消防・水防班、議会班、教育班、地域づくり推進班、産業建設班	

(3) 市対策本部等の会議

市対策本部の設置後は、「鶴岡市新型インフルエンザ等対策本部会議（議長：副市長）」（以下「対策本部会議」という。）を開催して、全庁的な対応を協議する。

新型インフルエンザ等発生前においては、必要に応じ、「新型インフルエンザ等対策部課長会議（議長：健康福祉部長）」（以下「対策部課長会議」という。）を開催し、情報の収集・提供、発生防止策の徹底、準備状況の把握・確認など、発生に備えた対応を行う。

(4) 市対策本部の各部・各班の事務分掌

各部・各班の事務分掌は、表2のとおりとする。

表2 鶴岡市新型インフルエンザ等対策本部の各部、各班の事務分掌

部名	班名 (●班長)	主な業務
各部・各班 共通		・業務継続計画に基づく対応に関する事 ・新型インフルエンザ等対策における各部班の業務応援に関する事
総務部	総務班 (● 総務課)	・広報及び啓発に関する事 ・報道機関との連絡調整に関する事 ・本部長(市長)、副本部長(副市長)の秘書に関する事
	財政班 (財政課) (● 契約管財課) (会計課)	・対策関係予算措置及び財源確保等に関する事 ・感染予防対策物品等の調達等に関する事 ・本庁舎内の衛生対策に関する事
	相談・職員班 (● 職員課) (監査事務局) (選管事務局)	・業務継続計画に関する事 ・職員の動員に関する事 ・職員等の健康・感染予防・罹患状況に関する事 ・職員等の出勤自粛に関する事 ・新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成に関する事
企画部	輸送・交通・情報 等対策班 (政策企画課) (食文化創造都市推進課) (● 地域振興課) (デジタル政策推進課)	・国、県に対する要望に関する事 ・公共交通機関への情報提供及び連絡調整・要請に関する事 ・公共交通機関への影響の把握、対応に関する事 ・外国人に対する情報提供及び相談に関する事
市民部	災害対策班 (●防災安全課)	・健康課と連携し、市対策本部及び対策部課長会議の運営に関する事 ・感染症対策物資や生活関連物資等の災害対策基本法規定による物資及び資材の供給に関する事 ・感染症対策物資等の備蓄・供給に関する事 ・消防本部との連絡調整・連携に関する事 ・その他本部長の命ずる事項
	清掃班 (● 環境政策課)	・衛生環境の整備に関する事
	市民生活班 (● コミュニティ推進課) (市民課) (国保年金課)	・コミュニティセンター施設等、所管施設への情報提供及び連絡調整・要請等に関する事 ・コミュニティセンター施設等、所管施設への影響の把握、対応に関する事 ・埋火葬許可に関する事 ・斎場の稼働に関する事 ・消費生活の相談等に関する事

部名	班名 (●班長)	主な業務
健康福祉部	医療・防疫班 (● 健康課)	・ 防災安全課と連携し、市対策本部会議及び対策部課長会議の運営に関する事 ・ 国、県、関係機関 との連絡調整、情報の収集伝達に関する事 ・ 感染予防対策に関する事 ・ 発生状況・感染状況の把握に関する事 ・ 地区医師会、市内医療機関等の連絡調整、連携等に関する事 ・ 市民に対する新型インフルエンザ等の情報提供及び相談窓口の周知に関する事 ・ 市民からの相談（新型インフルエンザ等を含む健康に関する内容）窓口の設置・運営に関する事 ・ ワクチン接種の実施に関する事 ・ 県（保健所）が実施する健康観察への協力に関する事 ・ 関係部局との連絡調整に関する事
	要援護対策班 (福祉課) (● 長寿介護課) (子育て推進課) (地域包括ケア推進課)	・ 各種福祉施設等への情報提供及び連絡調整・要請等に関する事 ・ 各種福祉施設等への影響の把握、対応に関する事 ・ 要配慮者（高齢者・障害者等）の状況把握及び支援に関する事
農林水産部	農業班 (● 農政課)	・ 所管施設への影響の把握、対応に関する事 ・ 関係団体の把握状況等に関する事 ・ 家畜に関する事
	林業水産班 (● 農山漁村振興課)	・ 所管施設への影響の把握、対応に関する事 ・ 関係団体の把握状況等に関する事 ・ 野鳥に関する事
商工観光部	商工・観光班 (● 商工課) (観光物産課)	・ 市内経済への影響の把握等に関する事 ・ 市内企業、関係団体の情報提供・状況把握等に関する事 ・ 商工業者の経営相談・融資等相談に関する事 ・ 観光施設への情報提供及び要請等に関する事 ・ 観光施設への影響の把握等に関する事 ・ 観光業への影響の把握等に関する事
建設部	都市施設班 (● 都市計画課)	・ 公園等関係施設への影響の把握、対応に関する事
	建築班 (● 建築課)	・ 市営住宅入居者への情報提供及び要請等に関する事 ・ 市営住宅入居者への影響の把握、相談・対応に関する事

部名	班名 (●班長)	主な業務
医務部	医療班 (庄内病院) (● 病院総務課) (病院管理課) (医事課)	・ 外来受診者の受け入れおよび入院病床の確保に関すること ・ 患者に対する診療の提供に関すること ・ 医療資器材、個人防護具の備蓄等に関すること ・ DMA T ^{*23} の受入れに関すること
給水部	給水班 (● 庄内広域水道企業団)	・ 上水道の安定供給、上水道施設の維持に関すること
下水道部	下水道班 (● 下水道部)	・ 下水道施設の維持に関すること
消防水防部	消防・水防班 (消防総務課) (予防課) (● 警防課)	・ 患者の搬送に関すること ・ 搬送従事者のための個人防護具の備蓄等に関すること
議会部	議会班 (● 議会事務局)	・ 市議会議員との連絡に関すること。 ・ 本会議等、必要な会議の運営業務に関すること
教育部	教育班 (● 管理課) (学校教育課) (社会教育課) (スポーツ課) (中央公民館) (図書館) (給食センター)	・ 小中学校への情報提供に関すること ・ 小中学校への要請・指示に関すること ・ 関係機関との連絡調整、情報の収集伝達に関すること ・ 小中学校児童生徒及び職員の状況把握・対応に関すること ・ 文化・スポーツ施設等への情報提供及び連絡調整・要請等に関すること ・ 文化・スポーツ施設への影響の把握、対応に関すること
地域庁舎	地域づくり推進班 (● 地域づくり推進課)	・ 総務部、企画部、市民部、健康福祉部・医務部・消防水防部・教育部の業務に同じ ・ 所管施設への情報提供及び連絡調整・要請等に関すること ・ 所管施設への影響の把握、対応に関すること
	産業建設班 (● 産業建設課)	・ 農林水産部、商工観光部、建設部、給水部、下水道部の業務に同じ ・ 所管施設への情報提供及び連絡調整・要請等に関すること ・ 所管施設への影響の把握、対応に関すること

(5)関係機関との連携

各部課は、必要に応じ、関係団体と連携し、対策部課長会議を開催し、協力を要請するなど対策の推進を図る。

また、市内の医療機関、地区医師会、近隣市町、県等の連携を図り、発生に備えた対策を推進する。

23 「DMA T (Disaster Medical Assistance Team の略)」…災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るため、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。大規模災害や多くの傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持つほか、新興感染症に係る患者が増加し、通常の都道府県内の医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、入院調整、集団感染が発生した高齢者施設等の感染制御や業務継続の支援等を行う。

2 関係機関の主な役割

県行動計画では、関係機関の役割を次のとおり示しており、本市における対策も、この整理に基づき推進する。

(1)県庁

- ・ 県対策本部の設置等、対策の総合調整
- ・ 報道監の設置等、報道機関に対する情報提供
- ・ 医療体制に関する調整・整備、臨時の医療施設開設
- ・ 民間検査機関等も含めた全県の検査体制の整備
- ・ 移送体制の整備
- ・ 県民向け相談窓口（コールセンター）の開設
- ・ 宿泊療養施設の開設
- ・ 自宅療養者への支援体制の整備
- ・ 学校、事業所、社会福祉施設等との連絡調整
- ・ 集客施設、教育関係施設、公共機関等との連絡調整
- ・ 国、各都道府県等との連絡調整
- ・ 県民への情報提供及び県民からの相談への対応、
- ・ サーベイランス^{*24}を通じて得られる感染情報の収集分析、その他情報の収集発信
- ・ 県民や関係機関等とのリスクコミュニケーション
- ・ DX化の推進
- ・ 必要物資の調達
- ・ 予防接種への協力支援

(2)総合支庁

- ・ 対策支部の設置等、管内における新型インフルエンザ等対策の総合調整
- ・ 管内の市町村及び関係機関・団体等との連絡調整
- ・ 県民からの生活相談・渡航相談への対応及び情報提供
- ・ 感染拡大時における保健所体制への支援協力

(3)保健所

- ・ 地域住民からの健康相談等への対応及び情報提供
- ・ 医療体制に関する調整
- ・ 患者発生時における積極的疫学調査、患者の接触者・家族への対応、まん延防止対策
- ・ 感染症法に基づく入院勧告に関する対応

24 「サーベイランス」…見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

- ・移送・搬送に係る調整
- ・施設等における集団感染時の対応
- ・自宅療養者・宿泊療養者・施設療養者の療養支援
- ・管内の市町村及び関係機関・団体との連絡調整
- ・サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集、その他情報の収集発信

(4)衛生研究所

- ・検査体制整備及び国立健康危機管理研究機構との連絡調整
- ・サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集分析、発信

(5)医療機関（荘内病院、市内医療機関）

- ・診療継続計画の策定
- ・県との医療措置協定等に基づく医療連携体制の整備
- ・症状を有する者に対する診断・治療
- ・抗インフルエンザウイルス薬等の適正使用
- ・ワクチン接種への協力
- ・自宅療養者への支援への協力

(6)市町村（本市）

- ・市町村新型インフルエンザ等対策本部の設置
- ・住民に対する広報・啓発、相談窓口の設置
- ・住民に対する予防接種の体制整備・実施
- ・学校等との連絡調整
- ・高齢者、障害者世帯等要配慮者に対する支援
- ・食料品・生活必需品等の供給計画を策定し、状況に応じ配分
- ・円滑な埋火葬のための体制整備
- ・患者発生時における調査、保健指導及びまん延防止対策への協力
- ・自宅療養者への支援への協力

(7)警察

- ・社会の安全と治安の確保
- ・防疫措置実施地域における警戒活動及び周辺地域における交通規制
- ・医療機関等における警戒活動及び周辺における交通規制
- ・国際海港、検疫所及び停留^{*25}場所等における警戒活動及び周辺における交通規制、並びに感染者の密入国に対する警戒活動
- ・多数死体取扱いにあたっての措置

25 「停留」…検疫法第14条第1項第2号及び第16条第2項（これらの規定を同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第34条の2第3項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、感染したおそれのある者について、一定期間（当該感染症ごとにそれぞれの潜伏期間を考慮して政令で定める期間）、医療機関、宿泊施設や船舶内に収容すること。

(8)消防機関（市消防本部）

- ・救急患者及び新型インフルエンザ等患者の搬送
- ・搬送に係る医療機関、保健所との連携

(9)指定地方公共機関

- ・未発生期における業務計画及び事業継続計画の策定
- ・発生時における新型インフルエンザ等対策の推進と事業の継続

(10)登録事業者²⁶

- ・未発生期における職場の感染対策（発生時に備えた準備を含む）、重要業務の事業継続の準備、特定接種対象者数の検討・登録
- ・発生時における事業の継続

(11)一般の事業者

- ・未発生期における職場の感染対策（発生時に備えた準備を含む）、重要業務の事業継続の準備
- ・発生時における一部事業の縮小
- ・特に多数の者が集まる事業を行う者は、感染防止のための措置の徹底

(12)県民（本市市民）

- ・情報収集、個人レベルでの感染対策の実施
（咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等）
- ・個人レベルにおける食料品・生活必需品・常備薬等の備蓄

²⁶「登録事業者」…特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、特措法第8条第2項第1号及び第3号に定める実施体制の編成や人員の調整、業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

上記の考え方を踏まえ、「実施体制」における準備期の具体的な取組について、以下のとおり実施する。

1 市行動計画等の作成・変更

- ① 市は、特措法第8条の規定に基づき市行動計画の作成を行い、必要に応じて変更を行う。その際、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画^{*27}の作成・変更を行う。

2 実施体制の整備

- ① 市は、市対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。
- ② 市は、必要に応じ、関係部課長会議を開催し、情報の収集と提供、発生防止策の徹底、準備状況の把握と確認など、関係部局が連携し、発生に備えた対応を行う。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材、行政職員等の養成等を行う。

3 訓練の実施及び国や県等との連携強化

- ① 市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた全庁での対応体制の構築のため、研修や実践的な訓練を実施するとともに、感染症対応部局と危機管理部局との連携強化や役割分担に関する調整を行う。
- ② 市は、国、県及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

²⁷「業務継続計画」…不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

第1章 実施体制

- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、市内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じ、対策会議を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期の新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

上記の考え方を踏まえ、「実施体制」における初動期の具体的な取組について、以下のとおり実施する。

1 実施体制の強化

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 市は、必要に応じて、準備期における整理を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2 予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項に規定する国の財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて対策に要する経費について、特措法第70条の2第1項に規定する地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、各種対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。感染症危機の状況や市民生活及び地域経済の状況、医療体制の状況に応じて実施体制を見直すとともに、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

上記の考え方を踏まえ、「実施体制」における対応期の具体的な取組について、以下のとおり実施する。

1 実施体制の在り方

(1) 実施体制の構築

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

- ① 市は、国・県対策本部及び各省庁からの指示事項等、各部からの情報を共有・整理し、感染状況等を踏まえ、市対策本部の設置を検討する。
- ② 緊急事態宣言^{*28}がなされた場合は、市は、直ちに市対策本部を設置する。また、市内の緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する、特措法第 36 条第 1 項に規定する総合調整を行う。
- ③ 市対策本部の設置後は、感染状況に関する情報や国から示されるリスク評価等を踏まえ、県や関係機関等と連携し、市の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。
- ④ 市は、的確に情報を収集し、市民、関係機関、事業所等に対して迅速かつ的確な情報提供を行うことにより、感染拡大防止や社会・経済機能の維持を図る。

(2)職員の応援要請

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市の全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特措法第 26 条の 2 第 1 項に規定する特定新型インフルエンザ等対策^{*29}の事務の代行を要請する。
- ② 市は、市内の特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他市町村又は県に対して特措法第 26 条の 3 第 2 項及び第 26 条の 4 に規定する応援を求める。

(3)県による総合調整等

- ① 県が、県、市町村及び関係指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う場合や、市町村、医療機関、民間検査機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置に関する総合調整を行う場合は、市は県と連携を図る。
- ② 県は、感染者の入院等の判断や入院調整を行う医師や看護師等が不足する場合等に他の都道府県に対し応援を求める。

(4)特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

- ① 市は、ワクチン等による免疫の獲得や治療薬等による対応力の高まり、病原体の変異による病原性等の低下等の状況に応じ、市対策本部の体制の縮小、解

27 「緊急事態宣言」…特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

29 「特定新型インフルエンザ等対策」…地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。

第1章 実施体制

除時期を検討するほか、第二波等に備え、市対策本部の実施体制及び業務継続体制について検討する。

- ② 新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言^{*30}がなされた場合は、市は、遅滞なく市対策本部を廃止する。

2 予算の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

30 「緊急事態解除宣言」…新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が感染症に関する知識や情報を正しく理解し、適切な判断及び行動につながるようにすることが重要である。このため、平時から感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国や県、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

上記の考え方を踏まえ、「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」における準備期の具体的な取組について、以下のとおり実施する。

1 市民等への情報提供・共有

(1) 情報提供・共有の方法

- ① 市は、市民に情報提供・共有を迅速、円滑に行うことができるよう、情報提供・共有方法等について、あらかじめ検討を行うとともに、市民等が必要とする情報を把握し、情報提供・共有に活かす方法等を整理する。
- ② 市は、平時から、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを念頭に、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、市民の行動変容につながるよう、各種媒体を利用し、わかりやすく情報提供・共有を継続的かつ適時に行う。
また、準備期から感染症危機に対する市民等の理解を深めるため、国や県から提供された情報や媒体を活用し、市が発信する情報が有用な情報源として認知度・信頼度が一層向上するよう努める。
- ③ 市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等、配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報提供・共有ができるよう、平時からの感染症情報の共有に配慮する。
- ④ 保育施設や学校、職場等は、集団感染の発生により地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市は、関係施設に対して感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。
- ⑤ 市は、新型インフルエンザ等の市内発生時に実施するプレスリリースや記者会見等について、市民の冷静かつ的確な行動に結び付けられるよう、感染状況に応じた公表方法等の在り方を平時から検討する。

(2)双方向のコミュニケーション^{*31}の実施の準備

市は、国からの要請を受けて、相談窓口等設置する準備を進める。

(3)偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

2 市と県の連携

市は、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関する情報など、県が必要と認める情報について、感染症法第16条等に基づき、提供を求められた場合に、円滑な情報連携が図られるよう検討する。

第2節 初動期

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。具体的には、市民が、可能な限り適切に判断・行動できるよう、科学的根拠等に基づき政府等が示す正確な情報について、当該感染症に関する全体像がわかるよう、迅速にわかりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民の不安の解消等に努める。

上記の考え方を踏まえ、「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」における初動期の具体的な取組について、以下のとおり実施する。

1 市民等への情報提供・共有

(1)迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、政府やJ I H S^{*32}から提供される、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等の情報に関して、市民が受け取

31 「双方向のコミュニケーション」…地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、政府による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

32 「J I H S (Japan Institute for Health Security の略)」…国立健康危機管理研究機構。国立健康危機管理研究機構法に基づき、内閣感染症危機管理統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025年4月に設立された国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。

る媒体やその受け止め方が千差万別であることを前提に、利用可能なあらゆる情報媒体を活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

- ② 市は、市民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。
- ③ 市は、市民の情報収集の利便性向上のため、感染症に関する国や県等の情報について、一元的に総覧できるよう市のホームページに掲載し、速やかな情報提供・共有体制の整備を図る。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に関して、政府が示す公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

(2)双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、相談窓口等を設置する。

(3)偏見・差別等に関する啓発及び偽・誤情報への対応

市は、準備期に引き続き、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、感染状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有を行う。

また、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を提供・共有することにより、市民が偽・誤情報に惑わされず、正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

2 市と県の連携

市は、県からの要請を受けて、市民への情報提供に努める。特に、将来的な感染症の拡大・まん延を見据え、慢性疾患患者の定期薬の長期処方、オンラインやFAX処方等の受診方法等について周知を行う。

第3節 対応期

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民が適切に判断や行動できるようにすることが重要であるため、市は、市民の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

上記の考え方を踏まえ、「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」における対応期の具体的な取組について、以下のとおり実施する。

1 市民等への情報提供・共有

(1) 情報提供・共有の強化

- ① 市は、市民が情報を受け取る媒体やその受け止めは千差万別であることを前提に、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。
- ② 市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等へ適切に配慮し、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。
- ③ 市は、県からの要請を受けて、市民への情報提供を強化する。また、市内の新型インフルエンザ等の発生状況や今後実施する対策の情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供するとともに、相談窓口や帰国者・接触者外来、医療体制等について周知を図る。
- ④ 市は、初動期に整理したホームページにおいて、感染状況の変化や対策の切替え等を踏まえ、市民に必要な最新情報を迅速に掲載する。
- ⑤ 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に関して政府が示す公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

(2) 双方向のコミュニケーションの継続

市は、国からの要請を受けて、相談窓口等を継続する。

(3) 偏見・差別等に関する啓発及び偽・誤情報への対応

市は、初動期に引き続き、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有するとともに、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を提供・共有することにより、市民が偽・誤情報に惑わされず、正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

2 市と県の連携

市は、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関する情報提供や生活支援

等について、県からの協力要請に対応する。

3 時期に応じた情報提供の見直し

市は、国や県が時期に応じて示す方針に基づき、以下のとおり対応する。

- ① 封じ込めを念頭に対応する時期においては、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階の感染拡大防止を徹底する。その際、市民の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状等について限られた知見しか把握していない場合であっても、政策判断の根拠を丁寧に情報提供する。

また、市民の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、偏見・差別等は、許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、国や県が不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り、政府の示す科学的根拠等に基づきわかりやすく情報提供を行う。

- ② 病原体の性状等に応じて対応する時期においては、政府が示す、病原体の性状等を踏まえたリスク評価の分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直される場合は、従前からの変更点や変更理由等を含め、市民等に対しわかりやすく説明を行う。

また、子どもや若者、高齢者等、特定層が重症化しやすい特徴を有する場合には、病原体の性状等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて、市民等に対しわかりやすく情報提供を行う。

その際、特に影響の大きい年齢層に対し、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について理解・協力を得られるよう、丁寧な情報提供に努める。

- ③ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期においては、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、市民等に対し丁寧に情報提供を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について理解・協力が得られるよう努める。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

新型インフルエンザ等の発生時において、あらかじめ確保されている医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民等の理解促進に取り組む。

上記の考え方を踏まえ、「まん延防止」における準備期の具体的な取組について、以下のとおり実施する。

1 新型インフルエンザ等の発生時に備えた理解促進

(1) 基本的な対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について、平時から周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには、市民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。
- ② 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
また、自らの感染が疑われる場合は、相談窓口に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
- ③ 新型インフルエンザ等と通常のインフルエンザ等の発熱性疾患とは区別がつきにくいことや、基礎疾患のある者や高齢者等は、重症化のリスクが高くなることを踏まえ、市は、平時から通常の予防接種が重要である旨周知する。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等が発生した場合、食料品や生活必需品の流通、物流に影響が出ることも予想されることから、県と連携して、災害時と同様の食料品・生活必需品等の備蓄を促進する。特に、流行時に品切れが予想される不織布マスクは、家族分を考慮した一定量の備蓄を推奨する。
- ⑤ 市は、まん延防止等重点措置による休業要請や、緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請及び施設の使用制限の要請等、新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策について、県と連携して平時から市民の理解促進を図る。

(2) 高齢者・障害者世帯等に係る対応

- ① 市は、国や県からの要請を受けて、自治会等と連携して、独居又は高齢者のみの世帯、障害者世帯など新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれのある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な生活支援（見

回り、食料提供等)ができるよう検討する。

- ② 市は、国や県からの要請を受けて、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるように、介護サービス事業者等と連携を図る。

(3)市立学校に係る対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等に関する情報及び通常のインフルエンザの流行状況について情報提供するとともに、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等の一次予防の徹底を周知する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等流行時、通常のインフルエンザ等の発熱性疾患は区別がつきにくいことから、通常のインフルエンザワクチンの予防接種が重要である旨周知する。
- ③ 市は、発生初期から長期の学校休業措置やオンライン授業の実施が想定されることから、休業期間における教育・管理体制の検討や、オンライン授業の環境整備を行う。

(4)各種福祉施設に係る対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等に関する情報及び通常のインフルエンザの流行状況について情報提供するとともに、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等の一次予防の徹底を周知する。
- ② 市は、通常のインフルエンザと新型インフルエンザ等の同時流行に備え、医療機関への負荷軽減を図るため、通常のインフルエンザワクチンの予防接種が重要である旨周知する。
- ③ 市は、施設における感染防止策や、まん延期に入所者や職員等が複数発症した場合の業務継続等管理体制の整備を県が要請する際は、県と連携を図る。

(5)市公共施設に係る対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等に関する情報及び通常のインフルエンザの流行状況について情報提供するとともに、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等の一次予防の徹底を周知する。また、施設の使用制限の要請等の対策について周知を図る。
- ② 市は、公共機関・公共施設においては、感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内、利用を抑制する措置等の準備をする。

(6)野鳥等に関する対応

- ① 市は、狩猟団体に対し、狩猟捕獲した鳥類を解体する際は、手袋等を着用するなど衛生的に処理し、鳥インフルエンザ^{*33}の感染防止に努めるよう周知する。

33 「鳥インフルエンザ」…一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザウイルス

- ② 市は、県から死亡野鳥等の簡易検査が陽性となった旨の連絡を受けた場合、市民に対して野鳥等の取扱いについての注意喚起を行う。
- ③ 市は、県から死亡野鳥等から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された旨の連絡を受けた場合、県と連携し、発生場所の消毒、立入規制、周辺住民への注意喚起や、当該死亡野鳥等に接触した者等の情報収集と健康調査・監視を行う。

第2節 初動期

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、県内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

上記の考え方を踏まえ、「まん延防止」における初動期の具体的な取組について、以下のとおり実施する。

1 業務継続計画の対応準備

市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

2 まん延防止対策のための要請等

(1) 基本的な対応

市は、県と連携し、新型インフルエンザ等に関する情報及び通常のインフルエンザの流行状況について情報提供するとともに、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等の一次予防の徹底を周知する。

また、まん延時の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう要請する。

(2) 高齢者・障害者世帯等に係る対応

市は、県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底と生活必需品を準備するよう要請する。

(3) 市立学校に係る対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等に関する情報及び通常のインフルエンザの流行

が人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

状況について情報提供するとともに、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等の一次予防の徹底を周知する。

- ② 市は、長期の学校休業措置に備え、休業期間における教育・管理体制の確認と実施準備を行う。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等発生地域への渡航自粛を要請する。

(4)各種福祉施設に係る対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等に関する情報及び通常のインフルエンザの流行状況について情報提供するとともに、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等の一次予防の徹底を周知する。
- ② 市は、施設における感染防止策や、まん延期に入所者や職員が複数発症した場合の業務継続等の管理体制の確認を行うよう県が要請する際は、県と連携を図る。

(5)市公共施設に係る対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等に関する情報及び通常のインフルエンザの流行状況について情報提供するとともに、消毒液等の感染対策物品の設置等を行い、利用者に感染予防対策の協力を呼びかける掲示や案内を行う。
- ② 市は、市内での発生時において、施設の使用制限の要請がなされる場合があること等を周知する。

(6)事業者に係る対応

市は、県が事業者に対し、新型インフルエンザ等発生地域への渡航自粛等を要請する際は、県と連携を図る。

第3節 対応期

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や地域経済への影響も十分考慮する。

また、国等が、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的な対策の切り替えを実施した際は、市においても適時に切り替えを行い、市民生活や地域経済への影響の軽減を図る。

上記の考え方を踏まえ、「まん延防止」における対応期の具体的な取組について、以下のとおり実施する。

1 業務継続計画の対応

市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応を行う。

2 まん延防止対策のための要請等

(1)基本的な対応

- ① 市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の徹底を要請する。
- ② 市は、市民等に対し、感染・発病が疑われる場合には、相談窓口に問合せのうえ、指示に従って受診するよう周知する。
- ③ 市は、市民等に対し、感染拡大時において外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう要請する。
- ④ 市は、県が次の要請を行う場合は、県と連携を図る。
 - ・集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行う。
 - ・まん延防止等重点措置として、重点区域^{*34}において営業時間が変更されている事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないよう要請を行う。

(2)高齢者・障害者世帯等に係る対応

- ① 市は、国や県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等に関する情報及び通常のインフルエンザの流行状況について情報提供するとともに、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等の一次予防の徹底を図り周知する。
- ② 市は、国や県からの要請を受けて、医療に関する相談及び生活支援（見回り、食料提供等）の準備を行う。また、感染拡大状況に応じ、必要な生活支援を速やかに行う。
- ③ 市は、国や県からの要請を受け、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるよう、また、介護の際に新型インフルエンザ等を感染させることのないよう、介護サービス事業者等への指導及び市と介護サービス事業者等の間の連携を徹底する。

(3)患者や濃厚接触者に係る対応

市は、市内の感染状況等に応じて、患者への入院勧告・措置等や、患者の同居者等の濃厚接触者への外出自粛要請等の措置について、国及び県等と相互に連携し、感染症法に基づき実施する。また、県が、病原体の性状についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置を行う場合は、連携を図る。

(4)市立学校に係る対応

34 「重点区域」…特措法第31条の6第1項の規定に基づき、政府がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域。

- ① 市は、感染状況や病原体の性状等を踏まえ、必要に応じ、感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。
- ② 市は、県からの要請を受けて、不特定多数の者が集まる活動の自粛や、新型インフルエンザ等発生地域への旅行等の自粛等の協力を求める。
- ③ 市は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等は、地域の感染状況等や政府が示す基本的対処方針等に鑑み、適切に行う。
- ④ 市は、県からの要請を受けて、医療機関における混乱を回避するため、国の方針も踏まえ、学校等の管理者が生徒等に対し、「新型インフルエンザ等に罹患していないことの証明」等を求めることのないよう要請する。

(5)各種福祉施設等に係る対応

- ① 市は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供するとともに、感染対策を強化する。
- ② 市は、県が各種福祉施設に対し、次の要請を行う場合は、県と連携を図る。
 - ・地域での感染状況を踏まえ、不要不急の会議、研修、行事・イベント、旅行等の自粛や、発熱、咳等の症状のある者の面会・訪問等の制限等を要請する。
 - ・集団感染が発生した施設等に対し、人数制限等の安全性を確保するための計画策定や入所者や職員が複数発症した場合の業務継続等の管理体制の実施準備を要請する。

(6)市公共施設に係る対応

- ① 市は、消毒液等の感染対策物品の設置等、感染拡大防止対策を徹底し、利用者に感染予防対策の協力を呼びかける掲示や案内を行う。
- ② 市は、国や県の要請を受けて、感染状況に応じて施設の利用を抑制する措置を行う。

(7)事業者に係る対応

市は、県が事業者に対し、次の要請を行う場合は、県と連携を図る。

- ① 職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。
- ② 当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診の勧奨、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。
- ③ 新型インフルエンザ等発生地域への出張、不要不急の会議、研修、行事・イベント、旅行等の自粛を要請する。
- ④ まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める事業者に対

する営業時間変更の要請、緊急事態措置として、多数の者が利用する施設の管理者又は当該施設を使用する催物の開催者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行う。

- ⑤ まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請対象の事業者や施設管理者等に対し、従業員への検査勧奨やその他の新型インフルエンザ等まん延防止に必要な措置の要請を行う。
- ⑥ 医療機関における混乱を回避するため、国の方針も踏まえ、事業者が職員等に対し、「新型インフルエンザ等に罹患していないことの証明」等を求めることのないよう要請する。

3 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

本市は、以下の、県における「時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方」に基づき、県が対策を講ずる際は連携を図る。

【時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方】

①封じ込めを念頭に対応する時期

- 県は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていない段階にあること、当該感染症に対する県民の免疫獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、県民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。

このため、県は政府と調整のうえ、必要に応じ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置による対応を含め、強度の高いまん延防止対策を講ずる。

②病原体の性状等に応じて対応する時期

以下の対応を基本としながら、実際の有事には、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく政府及びJ I H Sによる分析やリスク評価の結果等に基づき、とるべき対応を判断する。

〈病原性及び感染性がいずれも高い場合〉

- り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の県民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、封じ込めを念頭に対応する時期と同様に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置による対応も含め、強度の高いまん延防止対策を講ずる。

〈病原性が高く、感染性が低い場合〉

- り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には患者や濃厚接触者への対応等を徹底する

ことで感染拡大の防止を目指す。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、政府と調整のうえ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置による対応を検討する。

〈病原性が高くなく、感染性が高い場合〉

- り患した場合のリスクは比較的低いが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、上記対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応する。

本対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、当該状況の発生を公表するとともに、県民に対し更なる感染拡大防止への協力を呼び掛ける。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、政府と調整のうえ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討する。

〈子どもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合〉

- 子どもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等、特定集団に対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、当該集団に対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

例えば、子どもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策が子どもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、子どもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、学級閉鎖や休校等の要請を行う。

それでも地域の感染状況が改善せず、子どもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。

③ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ワクチンや治療薬の開発や普及等により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。
- 病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記の対応を参考に最適な対策を選択のうえ実施する。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う県民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。

④特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- 県は、それまで実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種ができるよう、平時から準備を進める。

上記の考え方を踏まえ、「ワクチン」における準備期の具体的な取組について、以下のとおり実施する。

1 接種体制

市は、地区医師会、医療機関、近隣市町等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

2 特定接種

特定接種とは、特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、国が緊急の必要があると認めるときに臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等については、新型インフルエンザ等発生時に、政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、国の「予防接種（ワクチン）に関するガイドライン」では、発生時に速やかに接種体制を整備するために基本的な考え方を整理している。その内容は、巻末の「参考資料」に掲載した。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の接種については、当該地方公共団体を実施主体とし、原則として集団的接種により実施する。本市職員の接種は、本市を実施主体として行うこととなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

また、登録事業者の接種については、国を実施主体として行われ、登録事業者のうち、特に、国民生活・国民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件としている。

このため、本市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。

3 住民接種

住民接種とは、特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な影響を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため、国が緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種をいう。

住民接種の対象者は、接種を希望する国民全員が基本であるが、ワクチンの供

給開始から全国民分の供給までには一定の期間を要するため、国の「予防接種（ワクチン）に関するガイドライン」では、ワクチンの接種順位について、新型インフルエンザ等の発生後の状況に応じて的確かつ迅速に決定し得るように基本的な考え方を整理している。その内容は、巻末の「参考資料」に掲載した。

市は、平時から次の①から③までのとおり、迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- ① 市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- ② 市は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本市以外の自治体における接種も可能にするよう取組を進める。
- ③ 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

4 情報提供・共有

(1) 市民への対応

市は、平時から定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとってわかりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。

(2) 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、市民への情報提供等を行う。

(3) 予防接種担当部局以外の分野との連携

市は、予防接種施策の推進にあたり、医療関係者及び庁内関係部局等と連携を図る。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進にあたっては、市教育委員会等との連携を進め、就学時の健康診断及び児童生徒の健康診断等の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を行い、予防接種施策の推進を図る。

5 DXの推進

- ① 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って整備を行う。
- ② 市は、今後、市内医療機関においても予防接種事務のデジタル化に対応して

いけるよう、国や県、地区医師会や医療機関等、関係機関と連携し、準備を進める。

第2節 初動期

平時から準備を進めてきたワクチンの接種体制等について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑に接種が行えるよう整備を図る。

上記の考え方を踏まえ、「ワクチン」における初動期の具体的な取組について、以下のとおり実施する。

1 接種体制

- ① 市は、国からの接種方針等を踏まえ、地区医師会、医療機関、近隣市町等と協議し、実施計画を策定し、接種体制を構築する。
- ② 市は、接種に必要な会場や資材、接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行うとともに、接種には、多くの医療従事者の確保が必要となることから、地区医師会、医療機関等と協議を行い、協力を得てその確保を図る。
- ③ 市は、接種を実施するための準備にあたっては、予防接種担当部局の業務量が大幅に増加すると見込まれるため、全庁的な実施体制の確保を行う。

なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

2 特定接種

市が実施主体となる特定接種について、速やかに開始できるよう準備を進める。

3 住民接種

- ① 市は、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム(健康管理システム)を用いて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法を構築するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 市は、福祉施設等への入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県や関係機関と連携し、接種体制を確保する。
- ③ 接種実施医療機関以外に、公的施設等を活用した臨時の接種会場を設ける場合は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく診療所開設届の準備や、医師、看護師等の医療従事者、運営要員等の人員確保及び運営方法等の検討を進める。また、接種会場における感染予防の観点から、被接種者が一定の間隔を取ることができる広さの確保や、接種の流れが滞ることのない接種経路の設定に配慮する。

第3節 対応期

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の医療従事者等の体制等を踏まえ、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

上記の考え方を踏まえ、「ワクチン」における対応期の具体的な取組について、以下のとおり実施する。

1 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

2 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施すると決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3 住民接種

(1) 住民接種の実施及び情報提供・共有

- ① 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行う。
- ③ 市は、住民への接種順位等の基本的対処方針を踏まえ、ワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予約受付体制を構築し、住民接種を開始する。また、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ④ 市が実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。
- ⑤ 市は、紙の接種券の送付や電子的な通知など、適切な方法により接種勧奨を行う。
- ⑥ 市は、感染状況に応じ、医療機関以外に公的施設等を活用した接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等への入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県や関係機関と連携し、接種体制を確保する。

(2) 接種記録の管理

本市は、自治体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接

種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国が整備するシステム等も活用し、接種記録の適切な管理を行う。

4 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、国の審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市町村となる。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村となる。
- ③ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

5 情報提供・共有

- ① パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進するとともに、定期の予防接種の接種率が低下し、対象疾病のまん延が生じないよう、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等を周知する。
- ② 市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、など、接種に関する情報を提供するとともに、市民等からの基本的な相談に応じる。

第5章 保健

第1節 準備期

感染症有事において、保健所は、地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。また、衛生研究所も地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

県は、保健所や衛生研究所がその機能を果たすため感染症サーベイランス等により、感染症の発生情報や医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築し、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、人材の育成、外部人材の活用も含めた人材の確保、業務量の想定等を行う。

市は、県と保健所等の業務量が急増した際に、関係する自治体間において相互に連携できるよう協力する。

「保健」における準備期の取組については、県や保健所等の取組が主となるため、市においては、県や保健所等の以下の取組について、要請に応じ連携を図る。

1 県と市町村との連携

- ① 県は、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保とともに、有事における国及び地方公共団体等からの応援職員の派遣を見越し、人材の送出及び受入れ等に関する体制を平時から構築する。
- ② 県等は、保健所の業務量の急増が想定される時期に備え、平時において、保健所職員、県本庁からの応援職員、I H E A T^{*35}要員^{*36}、市町村からの応援派遣等による保健所の感染症有事体制を整理する。
- ③ 県等は、感染症法第10条の2に規定に基づき設置する山形県感染症対策連携協議会等を活用し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から市町村、消防機関等の関係機関、医師会等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。
- ④ 県は、有事のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合を想定し、陽性者への食事の提供等や宿泊施設の確保等に備え、市町村や協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築する。

2 保健所等における主な業務

(1) 保健所等の体制整備等

- ① 保健所は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に

35 「I H E A T」…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合において外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。

36 「I H E A T要員」…I H E A Tに登録し、保健所等への支援の要請を受ける旨の承諾をした外部の専門職（保健師、看護師、薬剤師、管理栄養士等）のこと。主に感染症まん延時における積極的疫学調査等、感染症のまん延等の健康危機に対応するための保健所等の業務を行う。

備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画^{*37}を策定し、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT活用等による業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等の教育機関等の関係機関との連携強化等に取り組む。

また、平時においては、「庄内AMR等対策ネットワーク^{*38}」により、国内外の感染症動向に関する情報共有や感染症対策に係る研修等を行うとともに、庄内地域の関係機関における必要な連携体制の維持・確認を行う。

- ② 県等、保健所及び衛生研究所は、感染症サーベイランスシステム^{*39}を活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況を迅速に把握する体制を整備する。
- ③ 県等は、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所や衛生研究所における交替要員を含めた人員体制を整備し、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。

(2)鳥インフルエンザへの対応に向けた体制整備

- ① 県等、保健所及び家畜保健衛生所は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、平時から国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に備え、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。
- ② 保健所は、鳥インフルエンザ疑い事例の発生に備え、あらかじめ専従となる疫学調査員を決定しておく。
- ③ 衛生研究所は、県内で鳥インフルエンザ患者の発生に備え、遺伝子検査に対応できる検査体制を整備する。

第2節 初動期

初動期は、市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

37 「健康危機対処計画」…地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。策定にあたっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。

38 「庄内AMR等対策ネットワーク」…庄内地域におけるAMR（薬剤耐性）や新興感染症等による健康危機を回避するために、地域一体となった感染対策や感染予防対策を行うことを目的に設置された組織。庄内保健所のほか、病院、地区医師会、地区薬剤師会等で構成されている。

39 「感染症サーベイランスシステム」…国が整備したシステムで、感染症法第12条や第14条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。

市は、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

「保健」における初動期の取組については、県や保健所等の取組が主となるため、市においては、県や保健所の以下の取組について、要請に応じ連携を図る。

1 市と県の連携

市は、県からの市町村に対する応援派遣要請に備えて、人員の確保に向けた準備を進める。

2 有事体制への移行準備

- ① 県は、国の要請や助言等も踏まえ、保健所の人員体制及び衛生研究所の検査体制の有事への移行の準備状況を適時適切に確認し、新型インフルエンザ等発生 の公表に備え、発生時に速やかに体制を立ち上げられるよう準備を進める。
- ② 県は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するため、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期に整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。

3 保健所における主な業務

保健所は、健康危機対処計画等に基づき、県本庁と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状等を踏まえた必要な物資・資機材の調達準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。

第3節 対応期

新型インフルエンザ等の発生時には、準備期に整理した関係機関との役割分担・連携体制に基づき、それぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状や感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

「保健」における対応期の取組については、県や保健所等の取組が主となるため、市においては、県や保健所等の以下の取組について、要請に応じ協力する。

1 市と県の連携

- ① 市は、県と連携し、有症状者等からの相談に対応する相談窓口を強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じ、速やかに発熱外来の受診につなげる。
- ② 市は、県が実施する新型インフルエンザ等の患者やその濃厚接触者の健康観察に協力する。

- ③ 市は、県からの情報等の共有を受けて、県が実施する食事提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活に必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター*⁴⁰等の物品の支給に協力する。

2 有事体制への移行

- ① 市は、県等が保健所の感染症有事体制の確立及び衛生研究所の検査体制の立ち上げのため、県本庁職員の応援要請や市に対する応援派遣要請があった際は、県に協力する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。

3 保健所等における主な業務

- ① 保健所は、感染源の推定や濃厚接触者等の特定を行うため、感染者又は感染者が属する集団に対して、積極的疫学調査を行う。また、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して健康観察等を行う。
- ② 保健所等は、医師からの届出により患者等を把握した場合は、当該患者の重症化リスクや病原体の性状等を踏まえて、入院勧告・措置等の調整を行う。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、医療機関等と適切に連携して対応する。
- ③ 保健所は、医療機関や社会福祉施設等において集団感染が発生した場合、必要に応じ、ゾーニング等の感染対策等について指導する。この場合、感染拡大の状況や施設等側からの要請等に応じ、感染症専門班*⁴¹の派遣による助言指導も実施する。

4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

県等は、国からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所及び衛生研究所における有事の体制等の段階的な縮小について検討のうえ、必要な対応を実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い、医療提供体制や感染対策の見直し、保健所等の対応の縮小について、市民に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。

40 「パルスオキシメーター」…皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。

41 「感染症専門班」…病院や福祉施設等に対する感染症対策活動に対して、感染管理に関する専門的見地から助言を行うため、県内の感染症専門医や感染管理認定看護師等の構成より設置する独立組織。

第6章 物資

第1節 準備期

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

「物資」における準備期の取組については、県は予防計画に基づき、市は本計画に基づき、以下のとおり物資等の備蓄等を進める。

1 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、本計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 市消防本部は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具^{*42}の備蓄を進める。

2 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

- ① 県は、予防計画に基づき、地域の協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等を促進するほか、有事の通常医療との両立の観点からも、必要な物資等の備蓄・配置状況について、国が整備するシステム等を利用し定期的に確認する。
また、協定締結医療機関に対して、個人防護具の保管施設整備の支援を行うとともに、個人防護具以外の必要な感染症対策物資について、備蓄・配置にも努めるよう要請する。協定を締結していない医療機関等に対しても、当該医療機関等を受診する患者等を考慮し、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。
- ② 荘内病院は、医療措置協定に基づき、個人防護具の備蓄を進める。
- ③ 市は、県と連携し、社会福祉施設に対し、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。

第2節 初動期

新型インフルエンザ等が発生した場合は、感染症対策物資等の需要が急激に高まる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響を防ぐことを目的に対処する。

「物資」における初動期の取組については、県及び市等は、準備期に引き続き、以

42 「個人防護具」…エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

下の取組を実施する。

1 備蓄状況等の確認及び円滑な供給に向けた準備

- ① 市は、本計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- ② 市消防本部は、救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具を備蓄する。

2 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

- ① 県は、国が整備するシステム等を利用して、新型インフルエンザ等対策に必要な感染症対策物資等について、協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認する。

また、協定締結医療機関に対して、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう要請するとともに医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、販売等を行う事業者と連携し、必要量の確保に努める。

- ② 荘内病院は、医療措置協定に基づき、個人防護具の備蓄を進めるとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

第3節 対応期

初動期に引き続き、感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響を防ぐことを目的に対応する。

「物資」における対応期の取組については、県及び市等は、初動期に引き続き、以下の取組を実施する。

1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

- ① 市は、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策に必要な物資や災害対策基本法の規定による物資及び資材等の備蓄状況等を随時確認し、供給する。
- ② 市消防本部は、国及び県からの要請を受けて、救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄状況を随時確認する。

2 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

- ① 県は、初動期に引き続き、国が整備するシステム等を利用して、協定締結医療機関に対し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。
- ② 荘内病院は、医療措置協定に基づき、個人防護具の備蓄を進めるとともに、随時

備蓄状況等を確認する。

3 緊急物資の運送等

県は、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の運送を要請する。

また、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する。

第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に影響が生じるとともに、まん延の防止に関する措置により市民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、新型インフルエンザ等対策に必要な準備を行うとともに、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

また、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び地域経済の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び地域経済の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

上記の考え方を踏まえ、準備期における「市民生活及び地域経済の安定の確保」の具体的な取組について、以下のとおり実施する。

1 市民生活の安定に関する対応

(1) 情報共有体制の整備

市及び県は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、庁内での連携や関係機関との連携のため、平時から有事に必要な情報共有体制を整備する。

(2) 物資及び資材の備蓄

- ① 市、県及び地方指定公共機関は、準備期から備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策に必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- ② 市及び県は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄することを勧奨する。

(3) 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、県と連携し、平時から新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者を把握しておくとともに、生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）等の具体的な支援体制を構築する。

(4) 火葬体制の構築

- ① 市は、県と連携し、有事において円滑に火葬が行えるよう、平時から斎場の火葬能力についての把握や調整を行う。
- ② 市は、県と連携し、個人防護具や斎場での納体袋等の消耗品を確保できるよう準備する。

(5)行政手続に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続等について、国の取組も踏まえながらDXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くように留意する。

2 地域経済の安定に関する対応

- ① 市は、県が事業者に対し、事業継続により利用客が感染する危険性や、経営維持・存続のために収入を確保する必要性などを勘案して、事業継続計画を作成するよう要請する際は、県に協力する。
- ② 市は、継続すべき重要業務の選定、通常業務の縮小又は停止、各課室における感染防止対策の実施、職員の健康状態把握等を内容とする業務継続計画を策定する。

第2節 初動期

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び地域経済の安定を確保する。

上記の考え方を踏まえ、初動期における「市民生活及び地域経済の安定の確保」の具体的な取組について、以下のとおり実施する。

1 市民生活の安定に関する対応

(1)生活関連物資等の安定供給に関する要請

市は、市民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の生活との関連性が高い物資又は地域経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入にあたり、消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

(2)遺体の安置・火葬

市は、県を通じた国からの要請により、斎場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等を確保できるよう準備を行う。

2 事業等の継続にかかる対応

- ① 市は、県の要請を受けて、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を行う。

- ② 市は、県が、事業所に対して、事業継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を行うよう要請する際は、県と連携を図る。

第3節 対応期

準備期での対応をもとに、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。

また、新型インフルエンザ等の感染及びまん延防止措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

指定(地方)公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に努め、各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び地域経済の安定を確保する。

上記の考え方を踏まえ、対応期における「市民生活及び地域経済の安定の確保」の具体的な取組について、以下のとおり実施する。

1 市民生活の安定の確保に関する対応

(1)心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等の感染及びまん延防止措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。

(2)生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者に対し、必要に応じ、生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等の支援を行う。

(3)教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、特措法第45条第2項に規定する市立学校の使用制限や長期の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関して必要な支援を行う。

(4)生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、市民等に対し、食料品や生活必需品等の購入にあたっては買占めをしないなど、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品や生活関連物資等の買占めや売惜しみをしないよう調査・監視をする。また、関係業界団体等に対して、必要に応じ、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口等の充実を図る。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、本計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、生活に関連性が高い物資・役務又は地域経済に重要な物資・役務における価格高騰、供給不足、又はそのおそれがあるときは、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）」、「国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）」等の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

(5) 埋葬・火葬にかかる対応

- ① 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が行うことができるよう努める。
- ② 市は、県を通じた国からの要請により、斎場の運営受託事業者に火葬炉を可能な限り稼働させる。また、死亡者が増加し、斎場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保し、遺体の保存を適切に行う。あわせて、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ③ 臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、火葬の広域対応も検討し、県から他市町村の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ④ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して、広域火葬の応援・協力を行う。
- ⑤ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、国が定める地域や期間においては、他市町村においても埋火葬の許可を受けられる特例や埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられた場合は、当該特例に基づき、埋火葬に係る手続を行う。

(6) 業務継続計画等

- ① 市は、県の要請を受けて、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を強化し、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小について準備を行う。
- ② 庄内広域水道企業団は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。
- ③ 市は、県が、事業所に対して、事業継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を強化するよう要請する際は、県と連携を図る。

2 地域経済の安定の確保に関する対応

市は、新型インフルエンザ等の発生・感染や、新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置による影響を受けた市民の生活及び地域経済の安定を図るため、また、同影響を受けた事業者の経営を支援するため、必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

資料編

	頁
1 特定接種の対象となる業種・職務について （国の「予防接種（ワクチン）に関するガイドライン」より抜粋）	54
2 住民接種の順位について （国の「予防接種（ワクチン）に関するガイドライン」より抜粋）	64
3 用語解説	66

特定接種の対象となる業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するための基本的な考え方は、次のとおり整理されている。

特定接種の対象となり得る者は、

(1) 「医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、国の定めるところにより登録を受けている事業者のうち、これらの業務に従事する者。

(2) 国家公務員及び地方公務員のうち、

- ・ 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務に従事する者
- ・ 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務に従事する者
- ・ 民間の登録対象者と同様の職務に従事する者

であり、具体的な分野・業種、または職務・職種は、以下のとおりである。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にり患していると疑うに足る正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	協定締結医療機関等において新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者（医師、看護師、薬剤師、窓口事務職員等）	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、JIHS、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	重大・緊急の生命保護に従事する有資格者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、義肢装具士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、	厚生労働省

		独立行政法人労働者健康安全機構の病院、独立行政法人地域医療機能推進機構の病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関		管理栄養士)	
--	--	--	--	--------	--

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、B-4: 社会インフラ型、B-5: その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当 省庁
社会保険・ 社会福祉・ 介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある利用者（要介護度3以上、障害程度区分4（障害児にあっては、短期入所に係る障害児程度区分2と同程度）以上又は未就学児以下）がいる入所施設と訪問事業所 介護等の生命維持に関わるサービスを直接行う職員（介護職員、保健師・助産師・看護師・准看護師、保育士、理学療法士等）と意思決定者（施設長）	厚生 労働省
医薬品・ 化粧品等 卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時に必要な医療用医薬品の販売	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療用医薬品又は体外診断用医薬品の販売、配送	厚生 労働省
医薬品製 造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時に必要な医療用医薬品の生産	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療用医薬品の元売り、製造、安全性確保、品質確保	厚生 労働省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当 省庁
体外診断 用医薬品 製造業	B-2 B-3	体外診断用医薬品製造販売業 体外診断用医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な体外診断用医薬品の生産	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる体外診断用医薬品の元売り、製造、安全性確保、品質確保	厚生 労働省
医療機器 修理業 医療機器 販売業 医療機器 賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療機器の販売、配送	厚生 労働省
医療機器 製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療機器の元売り、製造、安全性確保、品質確保	厚生 労働省
再生医療 等製品販 売業	B-2 B-3	再生医療等製品販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の販売	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる再生医療等製品の販売、配送	厚生 労働省
再生医療 等製品製 造業	B-2 B-3	再生医療等製品製造販売業 再生医療等製品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の生産	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる再生医療等製品の元売り、製造、安全性確保、品質確保	厚生 労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	原料調達、ガス製造、ガスの供給監視・調整、設備の保守・点検、緊急時の保安対応、製造・供給・顧客情報等の管理、製造・供給に関連するシステムの保守業務	経済 産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨及び金融の安定	銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節、資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置	財務省
空港管理 者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	航空保安検査、旅客の乗降に関する業務、燃料補給、貨物管理、滑走路等維持管理	国土 交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当 省庁
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	航空機の運航業務、客室業務、運航管理業務、整備業務、旅客サービス業務、貨物サービス業務	国土 交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務	船舶による緊急物資の運送業務	国土 交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	通信ネットワーク・通信設備の監視・運用・保守、社内システムの監視・運用・保守	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	運転業務、運転指令業務、信号取扱い業務、車両検査業務、運用業務、信号システム・列車無線・防災設備等の検査業務、軌道及び構造物の保守業務、電力安定供給のための保守業務、線路・電線路設備保守のための統制業務（電力指令業務、保線指令業務）、情報システムの管理業務	国土 交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	発電所・変電所の運転監視、保守・点検、故障・障害対応、燃料調達受入、資機材調達、送配電線の保守・点検・故障・障害対応、電力系統の運用・監視・故障・障害対応、通信システムの維持・監視・保守・点検・故障・障害対応	経済 産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当 省庁
道路貨物 運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運 送業	新型インフルエン ザ等発生時におけ る必要な緊急物資 の運送	トラックによる緊急物資 の運送の集荷・配送・仕 分け管理、運行管理、整 備管理	国土 交通省
道路旅客 運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動 車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエン ザ等発生時におけ る必要な旅客の運 送	旅客バス・患者等搬送事 業用車両の運転業務、運 行管理業務、整備管理業 務	国土 交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエン ザ等発生時におけ る国民への情報提 供	新型インフルエンザ等発 生に係る社会状況全般の 報道を行うための取材、 編成・番組制作、番組送 出、現場からの中継、放 送機器の維持管理、放送 システム維持のための専 門的な要員の確保	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエン ザ等発生時におけ る郵便の確保	郵便物の引受・配達	総務省
映像・音 声・文字 情報制作 業	B-3	新聞業	新型インフルエン ザ等発生時におけ る国民への情報提 供	新聞（一般紙）の新型イ ンフルエンザ等発生に係 る社会状況全般の報道を 行うための取材業務、編 集・制作業務、印刷・販売 店への発送業務、編集・ 制作システムの維持のた めの専門的な要員の確保	経済 産業省
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエン ザ等発生時におけ る必要な資金決済 及び資金の円滑な 供給	現金の供給、資金の決済、 資金の融通、金融事業者 間取引	金融庁 内閣府 経済 産業省 農林 水産省 財務省 厚生 労働省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当 省庁
河川管理・ 用水供給 業	—	河川管理・用水供 給業	新型インフルエン ザ等発生時におけ る必要な水道、工 業用水の安定的・ 適切な供給に必要 な水源及び送水施 設の管理	ダムの流量調節操作及び 用水供給施設の操作、流 量・水質に関する調査、 ダム及び用水供給施設の 補修・点検・故障・障害対 応	国土 交通省
工業用水 道業	—	工業用水道業	新型インフルエン ザ等発生時におけ る必要な工業用水 の安定的・適切な 供給	浄水管理、水質検査、配 水管理、工業用水道設備 の補修・点検・故障・障害 対応	経済 産業省
下水道業	—	下水道処理施設維 持管理業 下水道管路施設維 持管理業	新型インフルエン ザ等発生時におけ る下水道の適切な 運営	処理場における水処理・ 汚泥処理に係る監視・運 転管理、ポンプ場におけ る監視・運転管理、管路 における緊急損傷対応	国土 交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエン ザ等発生時におけ る必要な水道水の 安定的・適切な供 給	浄水管理、導・送・配水管 理、水道施設の故障・障 害対応、水質検査	国土 交通省
金融証券 決済事業 者	B-4	全国銀行資金決済 ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算 機関 振替機関	新型インフルエン ザ等発生時におけ る金融システムの 維持	金融機関間の決済、 CD/ATM を含む決済イン フラの運用・保守 銀行等が資金決済や資金 供給を円滑に行うために 必要な有価証券や派生商 品の取引を行うための注 文の受付、付合せ、約定 有価証券や派生商品の取 引に基づく債務の引受 け、取引の決済の保証 売買された有価証券の権 利の電子的な受渡し	金融庁
石油・鉱 物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエン ザ等発生時におけ る石油製品（LP ガスを含む）の供 給	石油製品（LP ガスを含 む。）の輸送・保管・出荷・ 販売	経済 産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当 省庁
石油製品・ 石炭製品 製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	製油所における関連施設の運転、原料及び製品の入出荷、保安防災、環境保全、品質管理、操業停止、油槽所における製品配送及び関連業務、貯蔵管理、保安防災、環境保全、本社・支店における需給対応（計画・調整）、物流の管理	経済 産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	燃料調達、冷暖房・給湯の供給監視・調整、設備の保守・点検、製造・供給に関する設備・システムの保守・管理	経済 産業省
飲食物品 小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	食料品の調達・配達、消費者への販売業務	農林 水産省 経済 産業省
各種商品 小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ゴミビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	食料品、生活必需品の調達・配達、消費者への販売業務	経済 産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	最低限の食料品の製造、資材調達、出荷業務	農林 水産省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当 省庁
飲食料品 卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	食料品・原材料の調達・ 配達・販売業務	農林 水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業（LP ガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	オートガスタン্ডにおけるLPガスの受入・保管・販売・保安点検サービスステーションにおける石油製品の受入・保管・ 配送・販売・保安点検	経済 産業省
その他の 生活関連 サービス 業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	遺体の火葬業務	厚生 労働省
その他の 生活関連 サービス 業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	遺体の死後処理に際して、直接遺体に触れる作業（創傷の手当・身体 の清拭・詰め物・着衣の装着）	経済 産業省
その他小 売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	生活必需品の調達・配達、 消費者への販売業務	経済 産業省
廃棄物処 理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	医療機関からの廃棄物の 収集運搬、焼却処理	環境省

（注2）業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

（注3）上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

（注4）水先業及びタグ事業については、水運業の一体型外部事業者とする。

（注5）倉庫業、港湾運送業、貨物利用運送業については、取り扱う物資によって公益性が変化するため、緊急物資の運送業務に必要な事業者については、外部事業者とする。また、緊急物資について荷主企業や運送事業者と長期的（恒常的）な契約を結ぶなど、一体的な業務を行っているところは一体型外部事業者として処理し、これらと短期的な契約を行っている事業者は、一般の外部事業者とする。

（２）特定接種の対象となり得る地方公務員 ※ガイドラインから地方公務員のみ抜粋

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分１：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

（＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）

区分２：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分３：民間の登録事業者と同様の職務

区分１：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となる職務	職種	区分	担当省庁
県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	県対策本部員	区分１	—
県対策本部の事務	県対策本部事務局職員	区分１	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	地方衛生研究所職員	区分１	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	保健所職員 市町村保健師 市町村保健センター職員	区分１	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	市町村対策本部員	区分１	—
市町村対策本部の事務	市町村対策本部事務局職員	区分１	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	地方議会議員	区分１	—
地方議会の運営	地方議会関係職員	区分１	—

区分２：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となる職務	職種	区分	担当省庁
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	警察職員	区分１ 区分２	警察庁
救急消火、救助等	消防職員、消防団員 県航空消防隊 救急搬送事務に従事する職員 (消防本部を置かない市町村において救急搬送事務担当職員に限る。)	区分１ 区分２	消防庁

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

（１）の新型インフルエンザ等医療、重大緊急医療系、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務（運用は登録事業者と同様とする。）

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	国立、県立・市町村立の医療施設職員	区分3	—
重大・緊急医療型			—
社会保険・社会福祉・介護事業	国立、県立・市町村立の介護・福祉施設職員	区分3	—
電気業	電気業に従事する職員	区分3	—
ガス業	ガス業に従事する職員	区分3	—
鉄道業	鉄道業に従事する職員	区分3	—
道路旅客運送業	道路旅客運送業に従事する職員	区分3	—
航空運送業又は空港管理者（管制業務を含む。）	地方航空局職員、航空交通管制部職員	区分3	国土交通省
火葬・墓地管理業	火葬場・墓地に従事する職員	区分3	—
産業廃棄物処理業	医療廃棄物処理業に従事する職員	区分3	—
上水道業	上水道業に従事する職員	区分3	—
河川管理・用水供給業	河川管理・用水供給業に従事する職員	区分3	—
工業用水道業	工業用水道業に従事する職員	区分3	—
下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業	下水道業に従事する職員	区分3	—

（国の「予防接種（ワクチン）に関するガイドライン」より抜粋）

住民接種の順位について

住民接種の対象者は、接種を希望する国民全員が基本であるが、パンデミックワクチン^{*43}の供給の開始から全国民分の供給までには一定の期間を要するため、新型インフルエンザ等の発生後の状況に応じてワクチンの接種順位を決定する際の基本的な考え方を次のとおり整理し、それを踏まえて政府対策本部で的確かつ迅速に決定し得るようにしておく。

住民接種の対象者については、以下の4群に分類する。

ア. 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

・ 基礎疾患を有する者

基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。厚生労働省は、2009年のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準 手引き」や2020年の新型コロナウイルス感染症のパンデミック時に取りまとめられた「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状を踏まえ、発生時に基準を示す。

・ 妊婦

イ. 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

ウ. 成人・若年者

エ. 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位を決定する考え方としては、次のものが挙げられる。

- a. 新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
- b. 緊急事態宣言がされている場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮し、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
- c. 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

以上の考え方を踏まえ、推進会議の意見を聴いた上で、政府対策本部において決定する。なお、必要に応じ、推進会議に学識経験者の出席を求める。

43 「パンデミックワクチン」…新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

=新型コロナ対応における接種順位の考え方=

新型コロナ対応における住民接種の接種順位の考え方は、当初確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであったことから、国が接種順位と接種の時期を公表し、順次接種していくこととした。

初回接種については、接種目的に照らして、新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症疑い患者を含む。以下同じ。）に直接医療を提供する施設の医療従事者等（新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる救急隊員等及び患者と接する業務を行う保健所職員等を含む。）、高齢者、基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者を接種順位の上位に位置付けて接種することとした。

（国の「予防接種（ワクチン）に関するガイドライン」より抜粋）

◆用語解説(50音順)

	用 語	説 明
あ行	IHEAT (あいひーと)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合において外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。
	IHEAT要員	IHEATに登録し、保健所等への支援の要請を受ける旨の承諾をした外部の専門職(保健師、看護師、薬剤師、管理栄養士等)のこと。主に感染症まん延時における積極的疫学調査等、感染症のまん延等の健康危機に対応するための保健所等の業務を行う。
か行	感染症危機	新型インフルエンザ等の感染症が全国的かつ急速にまん延し、生命及び健康並びに生活及び社会経済に重大な影響が及ぶ事態。
	感染症サーベイランスシステム	国が整備したシステムで、感染症法第12条や第14条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。
	感染症指定医療機関	感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。 ・特定感染症指定医療機関:新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。 ・第一種感染症指定医療機関:一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。(県立中央病院) ・第二種感染症指定医療機関:二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。(県立河北病院、県立新庄病院、公立置賜総合病院、(独)日本海総合病院) ・結核指定医療機関:結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局。
	感染症専門班	病院や福祉施設等に対する感染症対策活動に対して、感染管理に関する専門的見地から助言を行うため、県内の感染症専門医や感染管理認定看護師等の構成より設置する独立組織。

	用 語	説 明
か行	感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、个人防护具(着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材。
	基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
	業務計画	特措法第9条に規定する計画で、指定(地方)公共機関が、政府行動計画または県行動計画に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関して作成する計画をいう。
	業務継続計画	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
	緊急事態解除宣言	新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。
	緊急事態宣言	特措法第 32 条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
	緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
	緊急物資	特措法第 54 条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材。

	用 語	説 明
か行	健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第374号)に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。策定にあたっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
	県対策本部	特措法第22条第1項に基づく都道府県新型インフルエンザ等策本部。
	抗インフルエンザウイルス薬	インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤、およびキャップ依存性エンドヌクレアーゼ阻害薬の2つの種類がある。
	個人防護具	エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じた適切なものを選択する必要がある。
さ行	サーベイランス	見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析のことを示すこともある。
	JIHS (じーす)	Japan Institute for Health Security の略。 国立健康危機管理研究機構。国立健康危機管理研究機構法に基づき、内閣感染症危機管理統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025年4月に設立された国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
	市対策本部	特措法第34条第1項に基づく市町村新型インフルエンザ等対策本部。
	指定(地方)公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
	重点区域	特措法第31条の6第1項の規定に基づき、政府がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域。

	用 語	説 明
さ行	住民接種	特措法第 27 条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
	庄内AMR等対策ネットワーク	庄内地域におけるAMR(薬剤耐性)や新興感染症等による健康危機を回避するために、地域一体となった感染対策や感染予防対策を行うことを目的に設置された組織。庄内保健所のほか、病院、地区医師会、地区薬剤師会等で構成されている。
	新型インフルエンザ (A/H1N1)	2009(平成 21)年 4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザは「新型インフルエンザ(A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011(平成 23)年 3 月に大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については「インフルエンザ(H1N1)2009」としている。
	新感染症	感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
	新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
	政府対策本部	特措法第 15 条第 1 項に基づく新型インフルエンザ等政府対策本部。
	積極的疫学調査	患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。
	双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、政府による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

	用 語	説 明
た行	DMAT(でいーま っと)	Disaster Medical Assistance Team の略。災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るため、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。大規模災害や多くの傷病者が発生した事故等の現場に、急性期(おおむね 48 時間以内)から活動できる機動性を持つほか、新興感染症に係る患者が増加し、通常の都道府県内の医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、入院調整、集団感染が発生した高齢者施設等の感染制御や業務継続の支援等を行う。
	停留	検疫法第 14 条第 1 項第 2 号及び第 16 条第 2 項(これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。)の規定に基づき、検疫所長が、感染したおそれのある者について、一定期間(当該感染症ごとにそれぞれの潜伏期間を考慮して政令で定める期間)、医療機関、宿泊施設や船舶内に収容すること。
	登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
	特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保 するため、政府が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる 予防接種のこと。
	特定新型インフル エンザ等対策	地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であ って、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要がある ものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定 するもの。
	特定物資	特措法第 55 条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資(医薬 品、食品その他の政令で定める物資)であって生産、集荷、販売、配 給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。

	用 語	説 明
た行	鳥インフルエンザ	一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。
は行	パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
	パンデミック	感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。
	パンデミックワクチン	新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。
	病原性	学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本政府行動計画においては、わかりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。
ま行	まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
ら行	リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。